

国交省品確法・業法等を改正 担い手不足解消狙い対策 見積書交付は4月1日施行

国交省は建設業の経営環境が悪化したため、競争の激化、ダンピング受注等で、企業の疲弊や下請へのしわ寄せ等が生じ、その結果、現場の技能者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じている。このままでは、建設工事の担い手不足が生じ維持管理・更新等の工事も増加する中、その適正な施工の確保が難しくなると、その改善を目的に品確法・建設業法・入札法等の改正を行なったと、その内容を発表・説明している。

建設業法一部改正

法改正のうち、「建設業法等の一部を改正する法律」平成26年6月4日公布についてみると、改正は

- ① 建設業法
- ② 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ③ 浄化槽法
- ④ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

の4法律が改正されている。そのうちの一つ、「建設工事の担い手の育成及び確保とその支援に関する責務の追加」では、「建設業者及びその団体による担い手の育成・確保並びに国土交通大臣による支援の責務」が追加されており、この法律は公布日から即日施行された。

見積書交付の義務化

法改正後、平成27年4月1日から施行されるものの中に、「注文者から求められた場合の見積書の交付の義務化(建設業法第20条)」がある。

住宅リフォーム工事など個人が注文者となる工事は、今後その需要の増加が見込まれているが、見積書が手元にないことなどによるトラブル防止に資するよう、注文者から求めがあった場合に、建設業者に義務付けられている見積書の「提示」を「交付」に改正された。

建設業法第20条第2項は、「建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。」とあったものを「見積書を交付しなければならない。」に改正された。

国交省は、建設業者には、材料費、労務費等の経費の内訳を明らかにした見積もりを行なうよう努める義務がある。建設業者は、注文者からの求めがない場合であっても、注文者へ見積書を交付するよう努めて欲しいとしている。また、住宅リフォーム工事や戸建住宅を注文される方も、請負人に対し、見積書の交付を積極的に請求するようにしましょうと呼びかけている。

壁装新聞(第419号)より引用